

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。期限内に納付をお願いします。

市税・国民健康保険料の納付について

3種の納付方法

市税・国民健康保険料の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税（普通徴収）	6月・8月・10月・12月
軽自動車税（種別割）	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

①口座振替

納期限の日に指定の口座から自動的に振替するため、納め忘れもなく、便利です。

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合があります）や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

②スマートフォン決済アプリ

次の対象アプリをインストールしたスマートフォンを用意して、納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。

対象アプリ PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い



こちらのQRコードを読み込み、ご確認ください。

③納付書

市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニで納付いただけます。※取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面をご確認ください。

次の対象税目のみ、納付書に印刷された地方税統一QRコード（eLQR）を読み込むと、全国のeLQR対応金融機関で納付することができます。

対象税目

市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
eLQRはスマートフォン決済アプリによる納付



詳しくは、こちらのQRコードを読み込み、ご確認ください。

QRコード納付書イメージ



市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

地方税統一QRコード（eLQR）で納付できます

コンビニやスマートフォン決済アプリによる納付の注意点

- ▶レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、1枚ずつレジに出してください。
- ▶納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものやバーコードの印字されていない納付書、納期限をすぎた納付書、金額が訂正された納付書は取り扱いできません。

納期限が過ぎた場合は

京都府税務課へ移管
納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都府税務機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限（固定資産税は5月31日（金）、市・府民税と国民健康保険料は7月1日（月））までに担当課へご相談ください。
※内容により、京都府税務機構で相談いただく場合があります。

市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額します。

減額の要件

- 新築した日から10年以上経過し、次の①～②のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下）であること
- ①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）
- ②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人、または申請時に障がいのある人

対象となる改修工事

令和8年3月31日までに、次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの

- ①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

申請手続

改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを証明する書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができれば書類を提示してください（郵送の場合は写しを添付）。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

税務課資産税係 (☎983-2480)

自動車税と軽自動車税は期限内に納付を

自動車税と軽自動車税に関すること
①自動車税に関すること
②軽自動車税に関すること
京都府山城広域振興局税務課 (☎0774・23・5400)
税務課市民税係 (☎983・1113、983・2164)

自動車税や軽自動車税は、4月1日現在で登録されている所有者に課税されます。
次の時期に納税通知書を送付しますので、期限内に納付をお願いします。
※障がいのある人のための自動車税（種別割）減免制度があります。減免の要件や必要書類等、詳しくはお問い合わせください。
①自動車税（種別割）納税通知書を5月上旬に郵送します。納期限は5月31日（金）までです。金融機関やコンビニ、京都府の納税窓口、各種キャッシュレス納税にて納付をお願いします。

税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料（郵送請求の場合は写し）を持参してください。

- ▶1点だけで本人確認が可能な書類
マイナンバーカードや免許証等、官公庁が発行した顔写真付証明書

- ▶①または②に示す2点の組み合わせにより本人確認を行うもの（顔写真がない場合）
①健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点
②銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と、①の書類のうち1点

税務課市民税係 (☎983-1113、983-2164)